

原子力防災に係る住民向けパンフレット作成業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 目的

この要領は、「原子力防災に係る住民向けパンフレット作成業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

原子力防災に係る住民向けパンフレット作成業務

(2) 業務内容

別紙「原子力防災に係る住民向けパンフレット作成業務仕様書(案)」(以下「仕様書(案)」という。)のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年1月29日(金)まで

(4) 委託料の上限額

2,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

3 担当部局及び連絡先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課(愛媛県庁第一別館3階)

住 所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電 話 番 号 089-941-2111(代表) 089-912-2341(直通)

F A X 番 号 089-931-0888

メールアドレス genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp

4 プロポーザルへの参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者に企画提案公募(プロポーザル)への参加を認めることとする。

- (1) 愛媛県内に事業所(本社、支社、営業所等)を有すること。
- (2) 令和8・9・10年度愛媛県競争入札参加資格参加者一覧に登録されていること(企画提案書提出時までに登録が予定されているものを含む。)
- (3) 愛媛県から入札参加資格の停止を受けていないこと。
- (4) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立てをしている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)
- 又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立てをしてい

- る者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てをしている者又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てをしている者ではないこと。
- (7) 企画提案書の提出期限の日前 6 日間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者に該当しないこと。

5 スケジュール

内容	期間等	注意事項等
企画提案募集開始	令和 8 年 8 月 28 日(金)	6 に記載のとおり
参加申込書提出期限	令和 8 年 9 月 14 日(月)	7 に記載のとおり
質問書提出期限	令和 8 年 9 月 4 日(金)	8 に記載のとおり
質問への回答	令和 8 年 9 月 11 日(金)	8 に記載のとおり
企画提案書提出期限	令和 8 年 9 月 29 日(火)	9 に記載のとおり
審査*	令和 8 年 10 月上旬(予定)	11 に記載のとおり

※上記スケジュールを変更する場合には、提案者に対して連絡を行う（*を除く）。

※各日において、受付時間は月曜日から金曜日（日本祝日を除く。）の 8 時 30 分から 17 時まで（ただし、日本時間）とする。

6 募集要項等の配布

- (1) 募集要項等の掲載期間
令和 8 年 8 月 28 日（金）～令和 8 年 9 月 14 日（月）まで
- (2) 募集要項等の配布方法
募集要項等は、(1) の間、愛媛県ホームページにおいて閲覧することができる。

7 プロポーザルへの参加及び辞退

参加を希望する場合は、次により参加申込書等を提出すること。

- (1) 提出期間
令和 8 年 9 月 14 日（月）17 時まで
- (2) 提出書類
- ・公募型プロポーザル参加申込書（様式 1）
 - ・同種業務等の実績表（様式 2）

(3) 提出方法

・持参の場合

「3 担当部局及び連絡先」へ提出すること。

・郵送の場合

書留又は簡易書留により「3 担当部局及び連絡先」へ送付すること。

・電子メールの場合

送付先アドレスを「3 担当部局及び連絡先」に問合せし、押印省略した各提出様式を指定したアドレスにPDF形式で提出すること。

(4) その他

参加申込書を提出した後に参加を辞退する場合は、令和8年9月14日(月)17時15分までに、辞退届(様式3)を提出すること。

8 質問の受付

本業務の募集要項等に質疑がある場合は、質問票(様式4)をWord形式により作成し、電子メールに添付のうえ、「3 担当部局及び連絡先」へ送付すること。なお、指定した方法以外のファイル形式で送付のあったもの、電子メール以外の方法による質疑には回答しない。

(1) 質問票送付期限

令和8年9月4日(金)17時15分

(2) 回答方法

愛媛県ホームページにおいて、令和8年9月11日(金)までに質問内容及び回答を掲示する。

9 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書(案)及び資料1「原子力防災に係る住民向けパンフレット作成業務企画提案書作成要領」を熟読のうえ作成すること。

(1) 提出期限

令和8年9月29日(火)17時まで(必着)

(2) 提出部数

正本1部、副本5部

(3) 提出方法

持参又は郵送 ※電子メール不可

※郵送の場合は、書留により送付すること。

※持参による提出の受付時間は、休日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時(12時から13時までを除く。)までとする。

※郵送による提出の場合は、提出期限までに必着とし、発送後であっても未着の場合は、期間内の提出がなかったものとする。

(4) 提出先

上記「3 担当部局及び連絡先」のとおり

(5) 企画提案書の取り扱い

- ①愛媛県において、提案者から提出のあった企画提案書に不備等がないか確認を行い、不備等があった場合は補正を求める。
- ②補正を求めた企画提案書の提出期限は当初と同じものとし、提出期限までに提出がない場合は辞退したものとみなす。
- ③提出期限後において、提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）
- ④提出期限後において、提出書類は理由を問わず返却しない。
- ⑤提出書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- ⑥提案を取り下げる場合は、上記（1）の企画提案書提出期限までに「取下げ願い書」（様式5）を提出すること。なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合も同様に「取下げ願い書」（様式5）を提出すること。また、「取下げ願い書」の提出があった場合でも、提出された企画提案書は返却しない。
- ⑦提出期限までに企画提案書を提出しない者は、辞退したものとみなす。

(6) 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、企画提案書の提出を無効とする。

- ①民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ②誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③その他、企画提案に関する条件に違反した提案

9 業務予定者の選定審査

(1) 選考方法等

選定委員会を設置し、提出された企画提案書をもとに、次の審査基準に基づき書面審査を行い、最低基準点を満たし、かつ最も優れた提案として評価された上位1者を業務予定者として選定する。

(2) 審査基準

別添「原子力防災に係る住民向けパンフレット作成業務公募型プロポーザル評価基準」のとおり

10 審査結果

選定委員会における審査の結果を、文書で企画提案者に通知（令和8年10月上旬（予定））するとともに、業務予定者については、愛媛県ホームページに掲載する。

なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

11 契約

(1) 契約の締結

委託契約に当たっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、業務予定者と提出された提案書を参考に協議を行い、協議会と業務予定者の双方が合意に至った場合に、業務予定者から見積書を徴し、別途定める予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

(2) 仕様書は、愛媛県と業務予定者との協議等の結果に基づき、委託内容の追加、又は修正する場合がある。

(3) 業務予定者と協議が整わない場合にあっては、次点の提案として評価した者と協議のうえ、契約を締結する場合がある。

(4) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

(5) 契約保証金

契約保証金は愛媛県会計規則第 152 条の規定により契約金額に 10 分の 1 を乗じた金額を納付する必要がある。ただし、同規則第 154 条の規定に該当する場合は免除する。

12 契約書の作成

(1) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

(2) 契約決定の際に電子契約を希望する場合は、7 (1) までに電子メール（genshiryokuanzen@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

(3) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から 5 日以内（土日、祝日は含まない。）に契約書を取り交わすものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

13 公平なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

14 業務実施上の条件

- (1) 委託業務の実施にあたっては、実施内容を愛媛県と協議しながら進めるものとする。
- (2) 上記協議の結果等から、提案内容の一部について、中止や変更、差し替えを求める場合がある。
- (3) 委託期間において、適時必要に応じて愛媛県との業務打合せを行い、業務全体の進捗状況及び今後の実施予定等を確認するものとする。
- (4) 常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。

15 再委託について

受託者は業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、協議会が業務を効率的に行う上で必要を認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。

16 その他

- (1) 提出された参加表明書及び企画提案書は、業務予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 企画提案書の作成及び提出等、これに係る付帯作業に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提案及び契約の手続き並びに委託業務の実施において、使用する言語は、日本語、使用する通貨は円とする。
- (4) 参加者の企画提案書の著作権は参加者に帰属し、業務予定者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で委託者に帰属するものとする。
- (5) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は参加者が行うとともに、その使用に係る経費は委託料に計上すること。
- (6) 委託業務における成果物の著作権は協議会に帰属するものとする。委託契約期間終了後、協議会が成果物を使用するに当たり制限がある場合は、企画提案書にその旨記載すること。
- (7) 企画提案書の提出をもって、参加者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。